

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[命令一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

概要情報

事件名	伊丹産業
事件番号	大阪府労委平成14年(不)第95号 大阪府労委平成14年(不)第25号
申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被申立人	伊丹産業株式会社
命令年月日	平成17年 6月15日
命令区分	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)
重要度	
事件概要	会社が、(1)合意した協定書の調印を再協議するとして協定書を作らなかったこと、(2)宣伝活動の中止及び謝罪が先決であるとして協定書作成の団交を拒否したこと、(3)アルバイトとして入社した組合員の労働時間を減少させ、その後雇用を打ち切ったこと及び同人の原職復帰を議題とする団体交渉に応じないことが不当労働行為であるとして、争われた事件で、組合が街頭宣伝行為に行き過ぎがあったことを認める旨の文書を差し入れることを条件として、会社に対し、文書交付を命じ、その余の申立ては棄却した。
命令主文	1 被申立人は、申立人が被申立人に別記の文書を提出することを条件として、下記の文書を申立人に手交しなければならない。 (文書略) 2 申立人のその他の申立ては棄却する。
判定の要旨	2232 宣伝活動 2235 その他組合の態度 2300 賃金・労働時間 2244 特定条件の固執 2回の団交における会社の態度は不誠実であったといえないが、その後の3回の団交において会社は、組合の行っている会社社長の自宅周辺の街頭宣伝活動の中止と謝罪が先決であるとして、実質的な交渉に入ることができなかつたと認められ、組合による街頭宣伝活動が行き過ぎていたと認められるものの、一方で会社と組合の間には組合員の労働時間、休憩時間、残業代、有給休暇、伊丹米の販売などの問題について団交で協議すべき問題が存在していたのであるから、会社が組合の街頭宣伝活動の中止と謝罪を先決問題として実質的な団交を行わなかったことは 2252 署名・調印拒否 組合と会社の団交において労働法規を遵守する等5項目について、明確な内容面での合意があったとは認められず、会社は5項目について調印するかどうかも含めて検討すると回答し、1か月の検討期間を要求しているところからみると組合と合意すれば書面を作成する意思があったと認められるから、会社が組合と合意した事項を協定書に作成することを拒否したということはできず、この点に係る組合の申立てが棄却された例。 1302 就業上の差別 組合が組合員X1の組合加入を会社に通知したのは平成14年11月25日であり、組合がX1の勤務時間減少という不利益取扱いを受けたとする時期は同年4月25日以降であり、一方的に雇用契約の終了を通告されたとする時期は同年11月22日であると認められ、会社がX1の組合加入通知を受けるまでに、同人の組合加入を知っていたと判断することができない以上、組合員であることを理由に不利益取扱い及び解雇の不当労働行為があったとする組合の主張は、その前提条件を欠き、同人に対する不利益取扱い及び解雇について不当労働行為が成立する余
業種・規模	石油製品・石炭製品製造業
掲載文献	
評釈等情報	

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
中労委平成17年(不再)第46・47号	棄却、全部変更	平成19年1月10日
東京地裁平成19年(行ウ)第279号	棄却	平成20年6月23日
東京高裁平成20年(行コ)第266号	棄却	平成20年11月19日

「全文情報」 この事件の全文情報は約274KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顚末情報]

概要情報

事件名	伊丹産業
事件番号	中労委平成17年(不再)第46・47号
再審査申立人	(46号)全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部・(47号)伊丹産業株式会社
再審査被申立人	(46号)伊丹産業株式会社・(47号)全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
命令年月日	平成19年1月10日
命令区分	棄却、全部変更
重要度	
事件概要	1 本件は、伊丹産業株式会社(以下「会社」)が、[1]全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(以下「組合」)の平成14年3月18日付け団体交渉申入書及び同組合伊丹産業分会(以下「分会」)の分会要求書(以下「3. 18要求書」)記載の要求事項に係る団体交渉に誠実に応じなかったこと、(ア)同年4月24日及び同年5月16日の団体交渉に誠実に応じなかったこと、(イ)分会要求事項について組合と合意し、協定書を締結することに合意したにもかかわらず、これを作成しなかったこと、(ウ)同年7月11日、同年23日、同年9月19日の団体交渉において、組合が行っていたマイクによる放送及びビラ配布等の街頭宣伝活動の中止と謝罪が先決問題であるとして3. 18要求書記載の要求事項に関する団体交渉を拒否したこと)、[2]アルバイトとして入社したAに対し、実働時間を減らすことにより賃金を減少させ、その後雇用を打ち切ったこと、[3]Aの雇止め等に係る同年12月13日及び同月24日の団体交渉に誠実に応じなかったことが不当労働行為であるとして、同年5月27日及び同年12月25日に大阪府労働委員会(以下「大阪府労委」)に救済申立てがあった事件である。 2 大阪府労委は、平成17年6月20日、上記[1](ウ)についての会社の対応は労働組合法第7条第2号に該当するとして、組合が書面(街頭宣伝活動に行き過ぎがあったことを認め、このような行為を繰り返さない旨)を会社に提出することを条件に、会社が組合に文書を交付することを命じ、その余の救済申立てを棄却したところ、組合及び会社は、これを不服として、組合は同月29日、会社は同月30日に当委員会に再審査を申し立てた。
命令主文	初審命令主文第1項を取り消し、これに係る救済申立てを棄却する。 第46号事件再審査申立人の本件再審査申立てを棄却する。
判断の要旨	1 3. 18要求書記載の要求事項に係る団体交渉について (1) 平成14年4月24日の団体交渉(4. 24団交) 団体交渉における会社の対応をみると、会社は、組合要求事項及び分会要求事項について項目別に相当程度具体的に回答し、このことをめぐって組合との間で質疑応答が行われ、会社が会社の実情や考え方を述べるなどかなりの程度協議していることが認められる。そうすると、会社の回答が必ずしも組合の意に沿うものでなかったとしても、会社は組合との間で実質的な交渉を行っているといえるべきである。したがって、4. 24団交での会社の対応が不誠実であったとはいえない。 (2) 協定書締結の合意の有無 4. 24団交において、組合は、分会要求事項の5項目についての会社の回答を要約して読み上げた上、協約書作成のため「後日、連休明けに会社に協定書の案文を送ります。ファックスで送りますので、送った中で文言を調整しましょう」と述べたのに対し、会社は協定書に調印するかどうかも含めて検討する旨の回答をしていること及びこれに対し組合から特段の異議が示された証拠はないことを併せて考えると、分会要求事項の5項目について、組合と会社の間に合意が成立していたということとはできない。 (3) 平成14年5月16日の団体交渉(5. 16団交) 会社は団体交渉において、組合の質問に対し、労働時間等については1週間の労働時間は40時間であること、従業員の時間管理はコンピューター管理であることなどを具体的に回答し、これに対する組合の質疑にも対応している。 また、協定書については、組合と会社間において、4. 24団交で協議した事項について未だ協定書の案文に対する合意が成立していない状況下で、組合が4. 24団交において会社側に連休明けに協定書の案文をファックスで送る旨述べていたにもかかわらず、これを履行しなかったため、会社が5. 16団交に先立って協定書(案)の内容について検討することができず、このため、5. 16団交の場では組合提示の協定書案を持ち帰る対応を行ったものと認められる。したがって、5. 16団交の場において、協定書を締結しなかった会社の対応を不誠実であるということとはできない。

掲載文献	(4) 平成14年7月11日、7月23日、9月19日の団体交渉(7. 11団交、7. 23団交、9. 19団交) 会社は4. 24団交及び5. 16団交において組合の団体交渉申入れに実質的に応じ、同年5月29日付けで、組合に対し会社の提案として確認書(案)を送付し、組合の要求事項に対し合意形成のための対応を行っており、組合と同項目について合意すれば文書化する意思があったことが認められる。にもかかわらず、組合は卒然として街頭宣伝活動を開始し、その後も会社側の中止要請を無視して同活動を行い、同活動は、会社ないしB社長らについて第三者に誤った情報を与えるものであった上、B社長の私生活の静穏を著しく侵害する態様のもので、しかも多数回にわたるものであった。そのため、会社は団体交渉において、組合の街頭宣伝活動について先議することを提案し、組合はこれを了承している。これらの事情からすれば、会社が、組合の街頭宣伝活動に対し態度を硬化させ、7. 11団交等の3回の団体交渉において、最優先の議題としてB社長の自宅周辺における同活動の中止と謝罪を求め、これが実現しない限り、組合の要求事項の交渉には入らないとし、これらを組合が拒否したために組合の要求事項について交渉に至らなかったとしても、この一事をもって会社の対応を団体交渉の拒否ないしは不誠実な交渉態度と評価することはできない。 2 Aに対する雇い止め等について Aが勤務時間の減少という不利益な取扱いが開始されたとする時期は平成14年4月ないし5月であり、また、一方的に雇用契約の終了を通告されたとする時期は同年11月22日であることが認められるが、会社がAの組合加入の通知を受けたのは同月25日であり、Aに対してこのような取扱いをするに至る以前から、同人が組合員であるが故にあるいは同人の正当な組合活動の故に上記取扱いをなしたとみることは困難である。したがって、その余のことを判断するまでもなく、この点に係る組合の救済申立てを棄却した初審判断は相当である。 3 Aの雇い止め等に関する団体交渉について Aの雇い止め等に係る団体交渉において、会社は同人の雇用を継続しないという会社の見解・理由について具体的に説明し、2回にわたる交渉で、会社と組合間において具体的な主張と応答が行われていること及びその他当該交渉の過程において会社が不誠実な対応をしたことを認めるに足る証拠はないことからすると、同団体交渉における会社の対応を不当労働行為であるということはできない。よって、この点に係る組合の救済申立てを棄却した初審判断は相当である。 不当労働行為事件命令集137集《19年1月～4月》887頁
-------------	--

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
大阪府労委平成14年(不)第25号・大阪府労委平成14年(不)第95号	一部救済、棄却	平成17年6月15日
東京地裁平成19年(行ウ)第279号	棄却	平成20年6月23日
東京高裁平成20年(行コ)第266号	棄却	平成20年11月19日

[\[全文情報\]](#) この事件の全文情報は約268KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会関係裁判例データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[判例一覧に戻る\]](#) [\[顚末情報\]](#)

概要情報

事件名	伊丹産業
事件番号	東京地裁平成19年(行ウ)第279号
原告	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被告	国(処分行政庁:中央労働委員会)
被告補助参加人	伊丹産業株式会社
判決年月日	平成20年6月23日
判決区分	棄却
重要度	
事件概要	X組合は、平成14年5月27日及び同年12月5日、大阪府労委に対し、①Y会社が、X組合との間に行われた同年4月24日、同年5月16日を始めとする4回の団体交渉において誠実に交渉に応じなかったり、交渉を拒否したこと、②Y会社が、X組合の組合員であるX1に対して、雇用更新を拒絶したこと、③Y会社が上記③に関する団体交渉に誠実に応じなかったことが、いずれも不当労働行為に当たるとして救済命令を申し立てた。大阪府労委は上記①の一部についてのみ労働組合法7条2号の不当労働行為に該当するとして、文書手交の救済命令を発したところ、Y会社及びX組合ともにこの命令を不服として、中労委に再審査を申し立てた。中労委は、X組合からの再審査申立てについては、これを棄却し、Y会社の再審査申立てについては、大阪府労委の救済命令を取消し、X組合の救済申立てを棄却した(以下「本件命令」という。) 本件は、X組合が本件命令を不服としてその取消しを求めた事案である。
判決主文	1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は、補助参加によって生じた費用を含め、原告の負担とする。
判決の要旨	① 団体交渉は、双方が譲歩を重ねつつ、労働者の待遇ないし労使関係上のルールについて合意を形成することを目指して行うものであるから、使用者には、合意を求める組合の努力に対して誠実に対応し、合意達成の可能性を模索すべき義務があり、この誠実交渉義務に反した場合には、労働組合法7条2号の団体交渉拒否に当たり、不当労働行為となる。しかし、使用者には、上述の範囲を超えて、組合の要求を受け入れたり、譲歩したりするまでの義務はないのであって、結果として組合の意向を受け入れなかったとしても、直ちに誠実交渉義務違反になるものではない。そして、団体交渉が双方の歩み寄りによる合意形成の場である以上、使用者の態度が誠実交渉義務に反するかどうかは、他方当事者たる組合の態度と相関的な関係により判断されるべきであり、組合の合意を求める努力の有無、程度、要求の具体性や追求の程度、これに応じた使用者の回答や反論、その具体的根拠についての説明の有無、程度等を考慮して決せられるものである。 ② 上記の観点から、争いのない事実等に沿って検討すると、Y会社とX組合との間に行われた同年4月24日、同年5月16日の団体交渉時のY会社の説明や説得が不十分であるとはいえず、誠実交渉義務違反であるとはいえないものである。また、X組合は、労働基準監督署から指導等を受けたことを根拠に、Y会社では労働基準法違反の就労実態がまかり通っていたのに、調査を始めとする4回の団体交渉においてY会社が会社内の他の組合に対しては事務所等を貸与しながら、X組合分会に対しては貸与しないという異なる取扱いをすることに合理的な理由があるとはいえない。したがって、Y会社がX組合分会に対して事務所等を貸与しないことは、これによってX組合分会の組合活動に支障をもたらし、その弱体化を図ろうとする意図を推認させるものとして、支配介入に当たるといべきである。そして、本件会社分割により、Y会社とX組合分会との労働契約関係は、分割Y1会社に継承されたといべきであるから、分割Y1会社はY会社の支配介入に関する不当労働行為を継承したといべきである。 ③ 労組法上の使用者性を基礎づける労働契約関係は、必ずしも現実の労働契約関係のみをいうのではなく、これに近接する過去の時点における労働契約関係の存在もまた、労組法上の使用者性を基礎づける要素となると解するのが相当であるから、本件会社分割前後で法人格に何ら変動もないY会社とX組合の分会の分会員との間に、本件会社分割前において労働関係が存在し、事務所等の貸与問題も、労働関係が存在した時期において生じたものである以上、分割後の新Y会社が使用者たる地位を失うことはないとして解するのが相当である。 ④ Y会社は、分割Y1会社事業部関連の債務の負担、分割Y1会社に対する設備投資及び研究開発投資、労働条件の不変更、経常利益の見込み等については説明しているものの、X組合分会らの要求にもかかわらず、財務諸表等の客観的な資料に基づいて、分割Y1会社の収益見込みの根拠を具体的に説明していない

のであるから、Y会社のかかる対応は、労組法7条2号の不誠実な団体交渉に当たるとすべきである。

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
大阪府労委平成14年(不)第25号・大阪府労委平成14年(不)第95号	一部救済、棄却	平成17年6月15日
中労委平成17年(不再)第46・47号	棄却、全部変更	平成19年1月10日
東京高裁平成20年(行コ)第266号	棄却	平成20年11月19日

[\[全文情報\]](#) この事件の全文情報は約253KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会関係裁判例データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[判例一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

概要情報

事件名	伊丹産業
事件番号	東京高裁平成20年(行コ)第266号
控訴人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被控訴人	国(処分行政庁:中央労働委員会)
被控訴人補助参加人	伊丹産業株式会社
判決年月日	平成20年11月19日
判決区分	棄却
重要度	
事件概要	X組合は、Y会社が①平成14年4月24日、5月16日、7月11日、23日、9月19日の各団体交渉において誠実に交渉に応じなかったり、拒否したりしたこと、②組合員のX1について雇用契約の更新を拒否したこと、③平成14年12月13日及び24日の団体交渉に誠実に応じなかったことが不当労働行為であるとして、大阪府労委に救済を申し立てた。 大阪府労委は、平成14年7月11日、23日及び同年9月19日の各団体交渉において実質的な交渉を行わなかったことは団交拒否の不当労働行為に当たるとして、救済命令を発したところ、X組合及びY会社双方はこれを不服として中労委に再審査を申し立てた。 中労委はX組合からの申立ては棄却し、Y会社からの申立てについては、大阪府労委の命令を取消し、X組合の救済申立てを棄却した(以下「本件命令」という)。 本件は、X組合が本件命令を不服としてその取消しを求めた事案であり、原審が本件命令は適法として、X組合の請求を棄却したところ、これを不服として、X組合は控訴した。
判決主文	1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は控訴人の負担とする。
判決の要旨	当裁判所も、X組合の本件請求には理由がないものと判断する。その理由は、一部訂正又は付加するほかは、原判決の事実及び理由欄の「第3判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。 X組合の本件請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないことからこれを棄却する。

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
大阪府労委平成14年(不)第25号・大阪府労委平成14年(不)第95号	一部救済、棄却	平成17年6月15日
中労委平成17年(不再)第46・47号	棄却、全部変更	平成19年1月10日
東京地裁平成19年(行ウ)第279号	棄却	平成20年6月23日

[\[全文情報\]](#)

この事件の全文情報は約261KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。